

令和 8 年度

和歌山県会計年度任用職員（児童自立支援指導員）
任用試験案内

（問い合わせ先）和歌山県立仙溪学園

〒649-6435 紀の川市東三谷 900

TEL 0736 (77) 3172

和歌山県立仙溪学園では、不良行為をなす、またはなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、もしくは保護者のもとから通わせ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立の支援、あるいは生活の支援を行うため、児童自立支援指導員を募集します。

1 受付期間、試験日時、試験会場及び合格発表

受付期間	郵送又は持参による受付 ※ 和歌山県立仙溪学園児童自立支援指導員（会計年度任用職員） 採用試験申込書(別記様式) ・「3 募集要件を証明する書類」必要。 ただし、提出は、「8 応募方法（2）」による 令和 8 年 9 月 10 日（木）～9 月 30 日（水）【必着】
試験日時	令和 8 年 10 月 8 日（木） ※ 時間については、別途応募者に連絡しますので、採用試験申込書に連絡が必ず取れる電話番号を記載してください。
試験会場	仙溪学園（紀の川市東三谷 900）
合格発表	試験終了日から 7 日程度 ※合格者のみ通知します。

2 募集人員 1 名

男子寮入所児童担当 1 名

3 募集要件

地方公務員法第 16 条の規定に該当しない者で、申込日時点で、次のいずれかに該当する者

- ア 社会福祉法で定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する事業に通算 2 年以上従事した者
- イ 教員として学校教育に通算 2 年以上従事した者

4 試験の方法及び内容

試験種目	内 容
作文試験	児童自立支援指導員として必要な能力についての作文試験
面接試験	児童自立支援指導員として必要な能力、人物、性格等についての個別面接

※ 合格者は各試験種目の総合得点順に決定しますが、各試験種目には、合格基準があり、1 つでも基準に達しないものがある場合、総合得点が高くても不合格となります。

5 試験日時及び試験会場

試験種目	試験日時	試験会場
作文試験	採用選考申込書到着後、連絡・調整します	和歌山県立仙溪学園 (紀の川市東三谷 9 0 0)
面接試験		

※ 試験会場については、試験会場案内図をご覧ください。

6 職務内容

- (1) 入所児童の生活指導
- (2) 入所児童の学習指導
- (3) 入所児童のスポーツ指導
- (4) 入所児童の作業指導
- (5) その他所属長が特に必要と認めた業務

7 勤務条件

- (1) 勤務場所 和歌山県立仙溪学園
- (2) 勤務時間

勤務形態区分	勤務時間	休憩時間
通常勤務日	午前 9 時から午後 5 時	1 時間
宿直日	午後 2 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分	1 時間
宿直後	午前 5 時 3 0 分から午後 1 時 1 5 分	4 5 分間

- (3) 勤務日 **週 4 日の通常勤務日**（1 週間当たり 2 8 時間を超えない範囲で所属長が定める。）

ただし、1 月に 4 回程度の宿直業務(宿直日・宿直後)を行う。

また、宿直日と宿直後の間は、仮眠とする。

- (4) 報酬等

ア 報酬 日額 8, 6 1 7 円から 1 0, 4 5 8 円（地域手当含む）

（令和 8 年 8 月現在）

※ 報酬は、前歴換算を加味して決定します。

イ 宿直手当 別途支給

ウ 期末手当

「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の定めに従い支給

※参考：令和 8 年 8 月現在

6 月期に 1. 2 6 2 5 月分、1 2 月期に 1. 2 6 2 5 月分を支給

ただし、在職期間に応じ、支給額が異なります。

エ 勤勉手当

「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の定めに従い支給

※参考：令和 8 年 8 月現在

6 月期に 1. 0 6 2 5 月分、1 2 月期に 1. 0 6 2 5 月分を支給

ただし、在職期間に応じ、支給額が異なります。

オ 費用弁償（通勤手当相当分）

- (5) 福利 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険

- (6) 休暇

ア 年次有給休暇 3 日（勤務期間等による）

イ 特別休暇 忌引休暇・夏季休暇（有休）等

- (7) 任用期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで。
ただし、採用は、実勤務日数が15日以上を勤務し、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。
※ 再度の任用は、3回まで公募によらず勤務実績に基づく能力実証により行う場合があります。
- (8) 服務
新地方公務員法の次の各規定が適用され、違反した場合は、一般職員と同じように懲戒処分等の対象となります。
- ア サービスの根本基準
 - イ サービスの宣誓
 - ウ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - エ 信用失墜行為の禁止
 - オ 秘密を守る義務
 - カ 職務に専念する義務
 - キ 政治的行為の制限
 - ク 争議行為等の禁止

8 応募方法

- (1) 和歌山県立仙溪学園会計年度任用職員採用選考申込書(別記様式)に必要事項を記入し、下記担当宛郵送又は持参する。
応募先 〒649-6435 和歌山県紀の川市東三谷900
和歌山県立仙溪学園 総務課
会計年度任用職員採用担当者 宛
- (2) 「3 募集要件」のア、イに該当する者は、その履歴を必ず採用選考申込書に明記すること。
また、それぞれの経験を証明する書類は、面接日までに提出すること。
なお、面接日に間に合わない場合は、速やかに提出すること。
提出が遅れた場合、合格しても採用が遅くなることがあります。
- (3) 封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きすること。
- (4) 提出書類に不備があるときは、受理できない場合がある。
- (5) 記載事項に不正があると、受験、採用が無効となる場合がある。
- (6) 記入は、インキ又はボールペン(消えるボールペン使用不可)を使用すること。
- (7) 数字は算用数字を用いること。

(注) この任用試験において取得した個人情報、職員任用試験及び任用に関する事務以外の目的には使用しません。また受験に際し提出された書類は、和歌山県立仙溪学園において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

9 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申し出により情報提供を受けることができます。

情報提供を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県立仙溪学園（紀の川市東三谷900）に申し出てください。

情報提供の 対象者	内 容	期 間
受 験 者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日から1か月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。） 午前9時（期間の初日は午後3時）から午後5時45分まで